

国における地域包括ケアシステム構築の支援体制の強化について

- 全国の市町村において、地域包括ケアシステムを構築することが喫緊の課題となっている。市町村においては、例えば地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業を着実に実施する必要がある、従来から国において、市町村セミナーや各種説明会を実施してきたが、このような取組を更に進めるため、平成 28 年度から、老健局に「地域包括ケア総合調整官」を配置するとともに、全ての地方厚生局・支局に「地域包括ケア推進課」を設置することとしている。

- 地域包括ケア推進課には、基本的には次の職員を配置することとしており、全国で 30 名程度となる予定であるが、各地方厚生局・支局ごとの体制は別途連絡する。
 - ・地域包括ケア推進課長
 - ・上席地域包括ケア推進官
 - ・地域包括ケア推進官
 - ・地域支援事業係長

- 地域包括ケアシステムの構築については、基礎自治体である市町村が中核的役割を担っており、都道府県は、広域的な見地から市町村に対する支援を行っている。

地域包括ケア総合調整官及び地域包括ケア推進課においては、都道府県の市町村支援業務の円滑な実施に資するものを中心に、できるだけきめ細かな支援を行っていくこととしている。なお、具体的な支援業務の内容等については、新年度において、必要の都度、改めて連絡することとなるので了知願いたい。

また、地域包括ケア推進課では、地域支援事業交付金や地域医療介護総合確保基金（介護分）に係る一定の業務についても担うこととしているので、了知願いたい。

- また、地域包括ケア推進課が、都道府県等のニーズを踏まえた的確な支援を行うため、都道府県、指定都市・中核市や有識者等を交えた意見交換等を行う場を設けることを検討しており、新年度以降改めて連絡するので、ご協力願いたい。